

第4回



主催：関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」

公開セミナー & 雇用労働相談会

参加
無料

定員
30名

(定員になり次第締切)

経営者、労働者等どなたでもご参加いただけます

開催日時：平成 29 年 7 月 26 日 (水) 17:00～20:00 ※16:30～受付開始

場 所：淀屋橋三井ビルディング(淀屋橋 odona) 6階研修室小 (有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所内)
(大阪市中央区今橋四丁目 1-1 / 大阪市営地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 10号出口直結)

17:00～18:00

セミナーⅠ

賃金支払いに関する基礎知識と実務対応 ～ 賃金、労働時間等に関するトラブルを防止するために ～

適正な賃金支払いは、労使の信頼関係を築く基本です。

労使トラブルの起こりやすい固定残業制、年俸制における残業代の支払い、各種手当と残業単価、休日労働、パート・アルバイトの年休取得等、事例を紹介しながら、基本的な法律知識を理解し、トラブルを未然に防ぐポイントについて説明いたします。

【講師】社会保険労務士(センター相談員) 吉崎 靖宏

長年企業の人事部門責任者を経験後、よしざき経営労務事務所を設立。

採用から人材育成、定着、退職まで、企業人事の全体を俯瞰したアドバイスや制度設計を行うとともに、企業内労働組合の支援などを通じて、労使が共に成長できる職場づくりを目指している。

18:00～19:00

セミナーⅡ

企業秩序と懲戒処分

経営者が企業を維持し、事業を円滑に運営するためには、従業員が守るべきルールを定める必要があります。

場合によっては、従業員に対して戒告や減給などの懲戒処分を行うことがあるかもしれません。

そんなルール作りや懲戒処分に当たって、注意しなければならないことは何か。

労使トラブルで裁判になった場合、どのような点が問題とされるのか。法律や裁判例に照らし、経営者と従業員の双方の立場から説明いたします。

【講師】弁護士(センター相談員) 舞弓 和宏

平成 21 年に弁護士登録後、大阪市内の法律事務所での勤務を経て、

平成 26 年に紅梅法律事務所を開設。経営者、従業員それぞれの立場から、労働事件に関する訴訟や労働審判等を取り扱った経験あり。

また、日常的な労務相談にも対応します。

19:00～19:20

質疑応答

19:20～20:00

雇用労働相談会

[相談対応者] 社会保険労務士・弁護士(センター相談員)

申込締切：平成 29 年 7 月 25 日 (火)

WEB

<http://kecc.jp/>

FAX

06-6371-3195

第4回 公開セミナー&雇用労働相談会

氏名	会社名(役職)	()
住所 (〒 -)		
TEL	E-mail	
<input type="checkbox"/> セミナー終了後に相談を希望する	<input type="checkbox"/> 後日相談を希望する(相談場所：雇用労働相談センター)	

お問合せ・お申込み

関西圏国家戦略特区

「雇用労働相談センター」事務局

TEL：06-6136-3194 FAX：06-6371-3195 E-mail：info@kecc.jp

相談・お問合せ対応時間：月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)